

公務上死亡災害の発生状況

(令和6年度認定分)

令和8年2月

地方公務員災害補償基金

ま え が き

この報告書は、令和6年度に認定された地方公務員等の公務災害のうち、公務上の災害による死亡事案について、その発生状況を調査、集計したものです。

令和6年度に公務上の災害として認定された件数は30,669件で、このうち死亡事案に係るものは28件（人）でした。なお、当該死亡事案に係るものの件数は、この調査が開始された昭和48年度から52年度まで及び昭和55年度においては、100件（人）を超えていましたが、それ以降は概ね減少傾向にあり、令和6年度は過去最少の件数となりました。

この報告書が、今後の公務災害防止に向けた取り組みにおいて活用され、少しでも公務災害の減少に結びつくとともに、執務の参考となれば幸いです。

なお、調査に当たり御協力いただいた各支部等の関係各位に対し、厚く御礼を申し上げます。

令和8年2月

地方公務員災害補償基金
理事長 齋藤 秀生

目 次

第1	公務上死亡災害発生状況の概要	3
1	概要	5
2	地方公共団体の区分別公務上死亡者数の状況	7
3	職員区分別公務上死亡者数の状況	8
4	年齢階層別公務上死亡者数の状況	10
5	事故の型別公務上死亡者数の状況	11
6	起因物別公務上死亡者数の状況	13
7	認定事由別公務上死亡者数の状況	15
8	交通事故による公務上死亡災害の状況	18
9	特殊公務災害に該当した公務上死亡災害の状況	20
第2	公務上死亡災害発生事例	21
1	過重労働による被災	24
2	石綿ばく露による被災	26
3	交通事故による被災	27
4	その他の被災	28
第3	統計表	31
	分類項目区分	43

第1 公務上死亡災害発生状況の概要

第1 公務上死亡災害発生状況の概要

1 概要

本調査は、令和6年度中に公務上の災害と認定された死亡事案を対象として実施したものである。

調査は公務災害のみを対象としており通勤災害は含まないが、通勤途上の交通事故等による死亡事案であっても、公務災害として認定されたものは調査対象としている。

調査の結果、令和6年度認定分の公務上死亡者数は28人で、性別では、男性25人、女性3人であった。

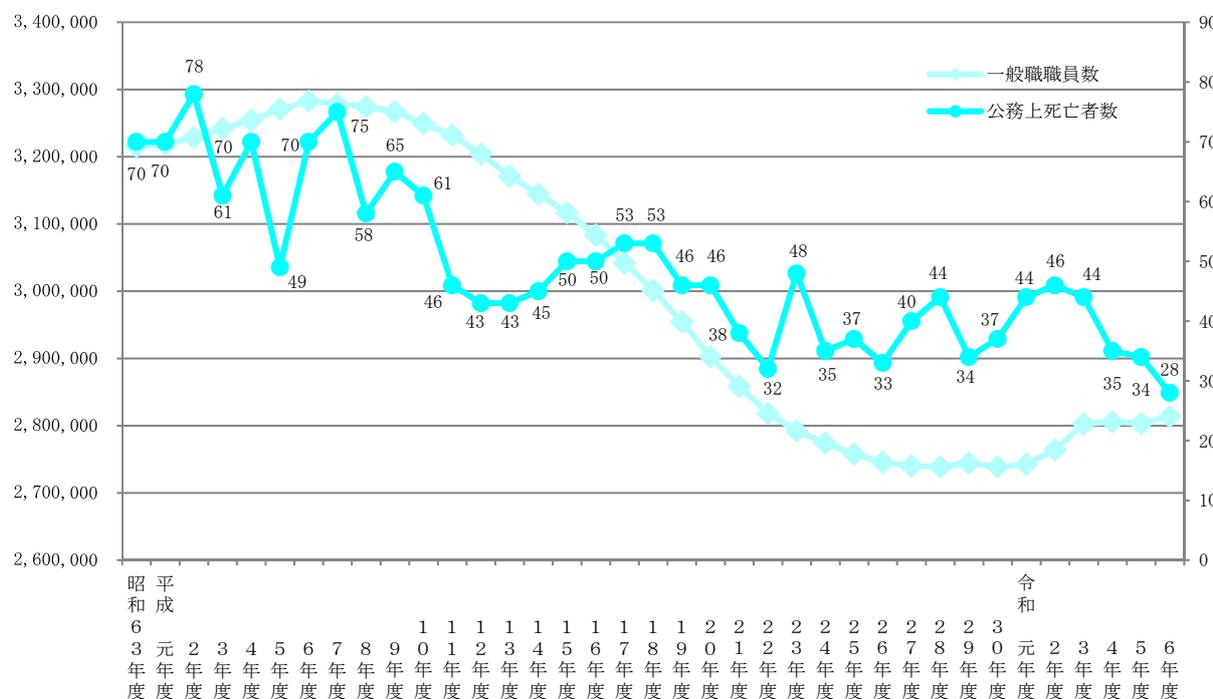
東日本大震災に起因する死亡者数を除いて、平成24年度以降は30～40人前後で推移していたが、令和6年度は30人以下となり過去最少となった。

表1 男女別公務上死亡者数の推移（過去10年間） (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男	37(1)	42(1)	29(1)	34(0)	43(0)	42(0)	44(0)	32(0)	30(0)	25(0)
女	3(0)	2(0)	5(0)	3(0)	1(0)	4(0)	0(0)	3(0)	4(0)	3(0)
計	40(1)	44(1)	34(1)	37(0)	44(0)	46(0)	44(0)	35(0)	34(0)	28(0)

(注) カッコ内の数字は、東日本大震災に起因する公務上死亡者数（外数）である。

図1 一般職職員数及び公務上死亡者数の推移 (人)



(注1) 一般職職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む。）。

なお、一般職職員数には、特定地方独立行政法人職員を含み、一般地方独立行政法人職員は含まない。

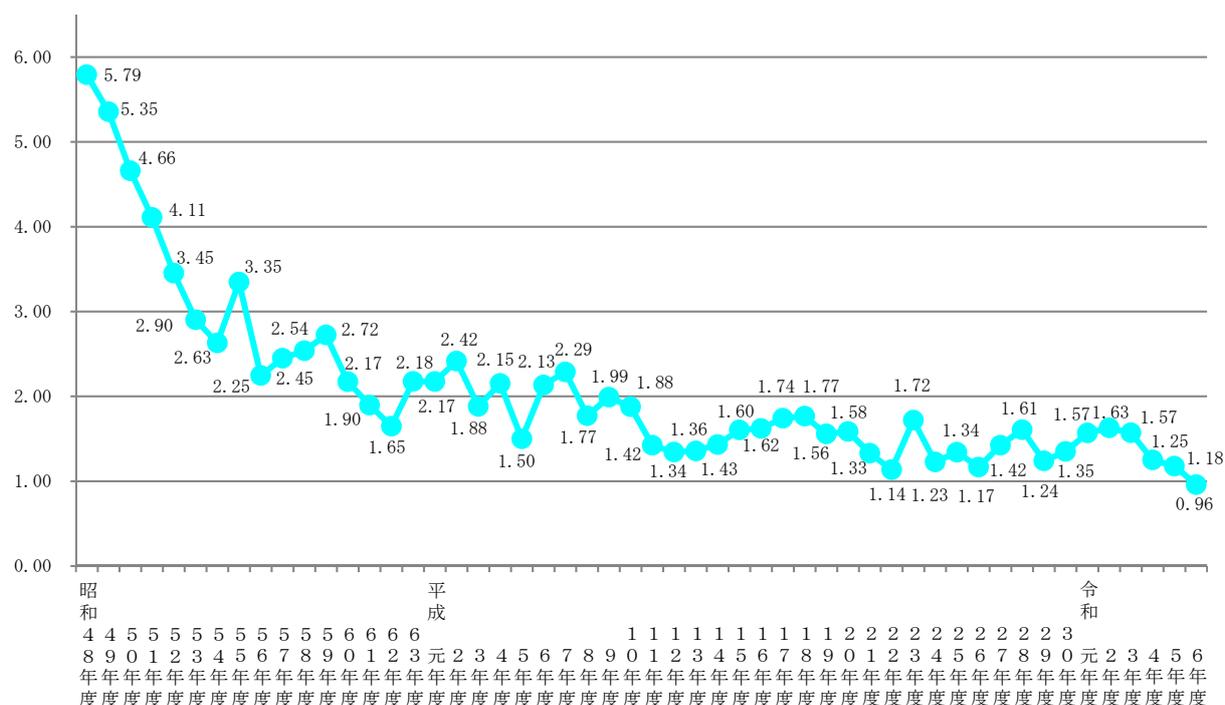
(注2) 各図表の死亡者数は、特に記載がない限り、東日本大震災に起因する事案を除いている。

職員10万人当たりの公務災害死亡率は、昭和48年度には5.79人であったが年々低下を続け、その後若干の増減はあるものの平成8年度以降は1人台で推移し、令和6年度は0.96人となり過去最少となった。

(第3 統計表 第1表「公務上死亡災害発生状況の推移」参照)

図2 公務上死亡者数10万人率の推移

(人)



(注) 10万人率は、公務上死亡者数から一般地方独立行政法人の公務上死亡者数を除いて算出した。

2 地方公共団体の区分別公務上死亡者数の状況

令和6年度認定分の公務上死亡者数を地方公共団体の区分別にみると、「都道府県」が13人（46.4%）で全体の約半数を占め最も多く、次いで「市・特別区」の8人（28.6%）、「指定都市」及び「一部事務組合等」のそれぞれ3人（10.7%）などの順となっている。

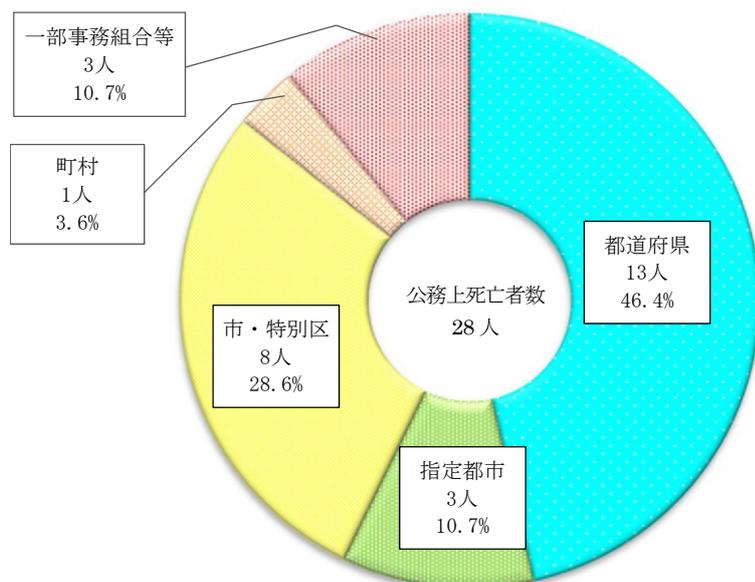
（第3 統計表 第2表「支部別・団体区分別公務上死亡者数」参照）

表2 団体区分別公務上死亡者数 (人)

区分	対象団体数	公務上死亡者数
都道府県	47	13
指定都市	20	3
市・特別区	795	8
町村	926	1
一部事務組合等	1,449	3
合計	3,237	28

（注）対象団体数は、総務省「市町村数の推移表（詳細版）」等による。

図3 団体区分別公務上死亡者数割合



（注）図表中における構成比の数値は、四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。以下の図表中において同じ。

表3 団体区分別公務上死亡者数の推移（過去5年間） (人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
都道府県	14	24	15	14	13
指定都市	7	2	8	8	3
市・特別区	14	10	4	8	8
町村	7	4	6	1	1
一部事務組合等	4	4	2	3	3
合計	46	44	35	34	28

3 職員区分別公務上死亡者数の状況

令和6年度認定分の公務上死亡者数を職員区分別（職員区分の説明等については、45ページ参照）にみると、「その他の職員」の11人（39.3%）が最も多く、次いで「警察職員」の6人（21.4%）、「義務教育学校職員以外の教育職員」の4人（14.3%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「義務教育学校職員以外の教育職員」が2人増、「警察職員」及び「運輸事業職員」が1人増となっているほかは同数又は減少している。

表4 職員区分別公務上死亡者数の推移（過去5年間） (人)

職員区分	認定年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
						前年度増減	構成比
義務教育学校職員		6	7	7	7	2 ▲5	7.1%
義務教育学校職員以外の教育職員		3	4	4	2	4 2	14.3%
警察職員		6	8	5	5	6 1	21.4%
消防職員		8	6	3	6	3 ▲3	10.7%
電気・ガス・水道事業職員		-	2	3	1	1 -	3.6%
運輸事業職員		-	-	-	-	1 1	3.6%
清掃事業職員		2	3	1	-	- -	-
船員		-	-	-	-	- -	-
その他の職員		21	14	12	13	11 ▲2	39.3%
合計		46	44	35	34	28 ▲6	100.0%

公務上死亡者28人の死亡原因を傷病区分別にみると、「疾病による死亡」の20人（71.4%）が最も多く、「負傷による死亡」は6人（21.4%）、「公務上の負傷又は疾病によらない死亡（以下「その他の死亡」という。）」は2人（7.1%）であった。

図4 傷病区分別公務上死亡者数割合

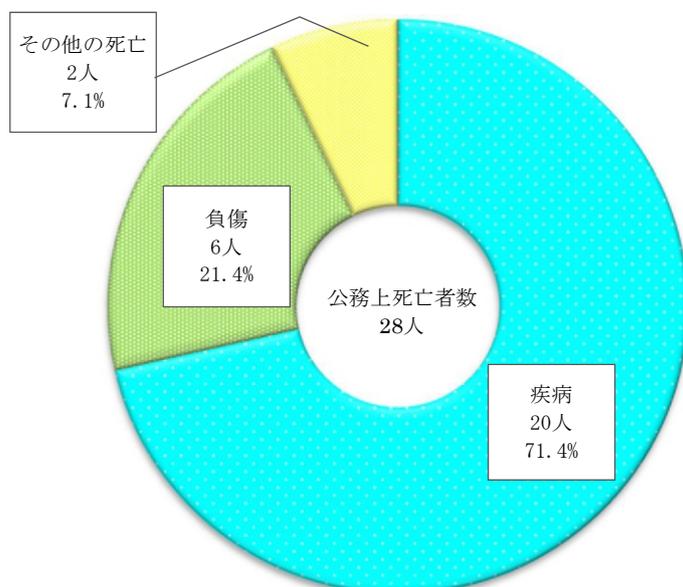


表5 職員区分別・傷病区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分	傷病区分		疾病		その他の死亡		合計	
	負傷	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	
義務教育学校職員	1	16.7%	1	5.0%	-	-	2	7.1%
義務教育学校職員以外の教育職員	-	-	4	20.0%	-	-	4	14.3%
警察職員	1	16.7%	3	15.0%	2	100.0%	6	21.4%
消防職員	1	16.7%	2	10.0%	-	-	3	10.7%
電気・ガス・水道事業職員	-	-	1	5.0%	-	-	1	3.6%
運輸事業職員	-	-	1	5.0%	-	-	1	3.6%
清掃事業職員	-	-	-	-	-	-	-	-
船員	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	3	50.0%	8	40.0%	-	-	11	39.3%
合計	6	100.0%	20	100.0%	2	100.0%	28	100.0%

「負傷」による公務上死亡者6人の職員区分の内訳をみると、「その他の職員」の3人(50.0%)が最も多く、次いで「義務教育学校職員」、「警察職員」及び「消防職員」のそれぞれ1人(16.7%)の順であった。

次に、「疾病」による公務上死亡者20人の職員区分の内訳をみると、「その他の職員」の8人(40.0%)が最も多く、次いで「義務教育学校職員以外の教育職員」の4人(20.0%)、「警察職員」の3人(15.0%)、「消防職員」の2人(10.0%)、「義務教育学校職員」、「電気・ガス・水道事業職員」及び「運輸事業職員」のそれぞれ1人(5.0%)の順であった。

「その他の死亡」による公務上死亡者は、「警察職員」が2人(100.0%)であった。
(第3 統計表 第7表「認定事由別・職員区分別公務上死亡者数」参照)

4 年齢階層別公務上死亡者数の状況

令和6年度認定分の公務上死亡者数を災害発生時の年齢階層別にみると、20歳台が8人（28.6%）で最も多く、次いで30歳台が7人（25.0%）、40歳台が5人（17.9%）、50歳台及び60歳以上がそれぞれ4人（14.3%）で、19歳以下は0人であった。

表6 年齢階層別・傷病区分別公務上死亡者数 (人)

年齢階層	傷病区分		負傷		疾病		その他の死亡		合計	
	傷病区分	構成比	負傷	構成比	疾病	構成比	その他の死亡	構成比	合計	構成比
19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	1	16.7%	5	25.0%	2	100.0%	8	28.6%		
30～39歳	3	50.0%	4	20.0%	-	-	7	25.0%		
40～49歳	1	16.7%	4	20.0%	-	-	5	17.9%		
50～59歳	-	-	4	20.0%	-	-	4	14.3%		
60歳以上	1	16.7%	3	15.0%	-	-	4	14.3%		
合計	6	100.0%	20	100.0%	2	100.0%	28	100.0%		

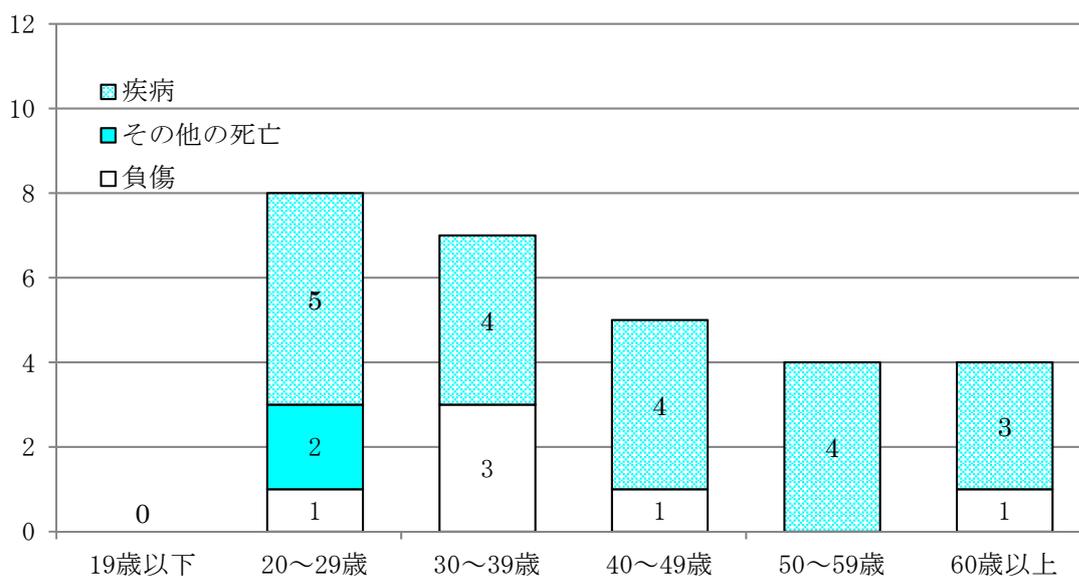
死亡原因を年齢階層別にみると、「負傷による死亡」では、30歳台の3人（50.0%）が最も多く、次いで20歳台、40歳台及び60歳以上のそれぞれ1人（16.7%）の順であった。

次に、「疾病による死亡」では、20歳台の5人（25.0%）が最も多く、次いで30歳台、40歳台及び50歳台のそれぞれ4人（20.0%）、60歳以上の3人（15.0%）の順であった。

「その他の死亡」は、20歳台が2人（100.0%）であった。

（第3 統計表 第4表「年齢階層別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

図5 年齢階層別・傷病区分別公務上死亡者数 (人)



5 事故の型別公務上死亡者数の状況

令和6年度認定分の公務上死亡者数を事故の型別（事故の型の説明等については、45～46ページ参照）にみると、「その他」の16人（57.1%）が最も多く、次いで「交通事故」の4人（14.3%）、「墜落・転落」の3人（10.7%）などの順となっている。

なお、「交通事故」による公務上死亡者4人の職員区分の内訳をみると、「その他の職員」が3人（75.0%）、「義務教育学校職員」が1人（25.0%）であった。

（第3 統計表 第5表「事故の型別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

表7 事故の型別・職員区分別公務上死亡者数（上位のみ・「その他」を除く）（人）

事故の型	合計	職員区分	内訳
交通事故	4	その他の職員	3
		義務教育学校職員	1
墜落・転落	3	警察職員	1
		消防職員	1
		その他の職員	1
おぼれ	2	警察職員	2

図6 事故の型別公務上死亡者数割合

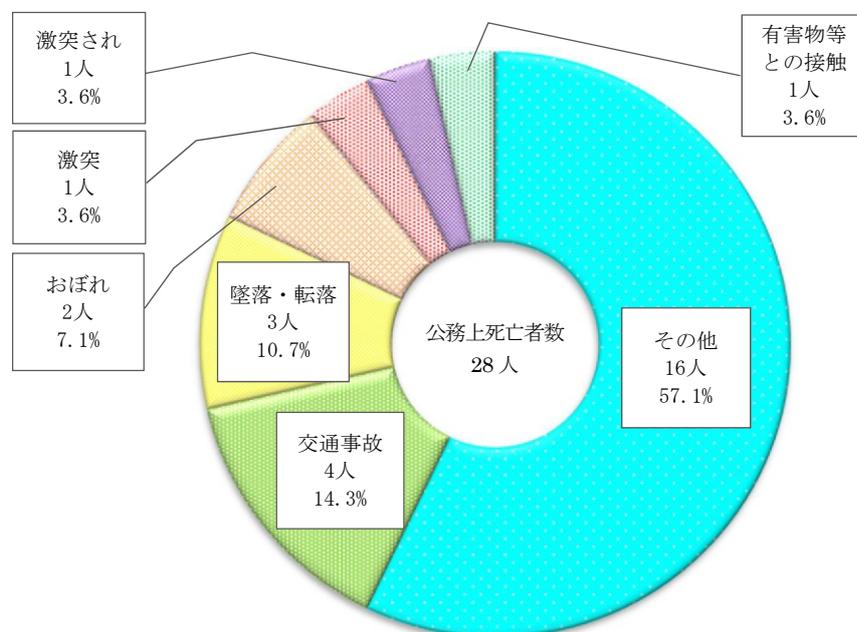


表8 事故の型別公務上死亡者数の推移（過去5年間）

(人)

事故の型	認定年度	令和	令和	令和	令和	令和	合計	
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		構成比
墜落・転落		5	6	3	5	3	22	11.8%
転倒		-	1	-	-	-	1	0.5%
激突		-	2	-	-	1	3	1.6%
飛来・落下		-	-	1	-	-	1	0.5%
激突され		-	-	-	-	1	1	0.5%
はさまれ・巻き込まれ		-	-	2	-	-	2	1.1%
おぼれ		1	1	-	2	2	6	3.2%
高温・低温の物との接触		-	-	1	-	-	1	0.5%
有害物等との接触		3	5	3	4	1	16	8.6%
火災		4	-	-	1	-	5	2.7%
交通事故		4	2	4	4	4	18	9.6%
故意の加害行為		-	-	-	2	-	2	1.1%
その他		29	27	21	16	16	109	58.3%
合計		46	44	35	34	28	187	100.0%

過去5年間の公務上死亡者数の合計を事故の型別にみると、「その他」を除くと「墜落・転落」の22人（11.8%）が最も多く、次いで「交通事故」の18人（9.6%）、「有害物等との接触」の16人（8.6%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「激突」及び「激突され」がそれぞれ1人増となっており、このほかは同数又は減少であった。

6 起因物別公務上死亡者数の状況

令和6年度認定分の公務上死亡者数を起因物別（起因物の説明等については47～49ページ参照）にみると、「その他の起因物」が9人（32.1％）で最も多く、次いで「交通手段」及び「起因物なし」のそれぞれ5人（17.9％）、「環境等」の4人（14.3％）などの順となっている。

（第3 統計表 第6表「起因物別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

図7 起因物別公務上死亡者数割合

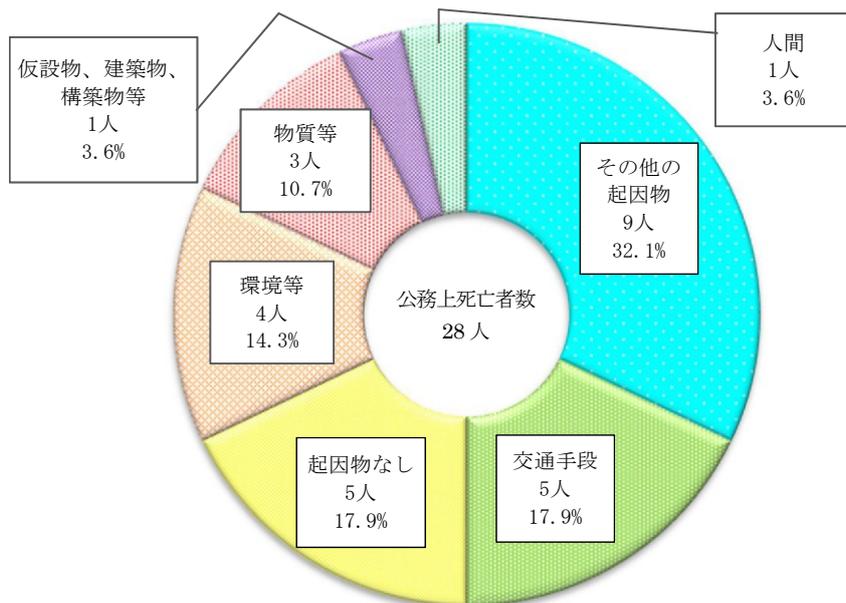


表9 起因物別公務上死亡者数の推移（過去5年間）

（人）

起因物	認定年度	令和	令和	令和	令和	令和	合計	
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	人数	構成比
交通手段		4	4	4	5	5	22	11.8%
装置等		1	2	1	1	-	5	2.7%
仮設物、建築物、構築物等		-	1	2	2	1	6	3.2%
物質等		5	7	3	4	3	22	11.8%
環境等		6	2	4	4	4	20	10.7%
人間		2	-	2	3	1	8	4.3%
その他の起因物		10	20	16	10	9	65	34.8%
起因物なし		18	8	3	5	5	39	20.9%
合計		46	44	35	34	28	187	100.0%

過去5年間の公務上死亡者数の合計を起因物別にみると、「その他の起因物」の65人(34.8%)が最も多く、次いで「起因物なし」の39人(20.9%)、「交通手段」及び「物質等」のそれぞれ22人(11.8%)などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「人間」が2人減、「装置等」、「仮設物、建築物、構築物等」、「物質等」及び「その他の起因物」がそれぞれ1人減となっており、このほかは同数であった。

7 認定事由別公務上死亡者数の状況

令和6年度認定分の公務上死亡者数を認定事由別にみると、負傷については、「出張中又は赴任途上」が4人（14.3%）で最も多く、次いで「自己の職務遂行中」が2人（7.1%）の順となっている。

次に、疾病については、「精神疾患」が11人（39.3%）で最も多く、次いで「職業病」の4人（14.3%）、「心疾患」の2人（7.1%）などの順となっている。

（第3 統計表 第7表「認定事由別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

表10 認定事由別・職員区分別公務上死亡者数 (人)

認定事由		合 計		職員区分		内 訳	
			構成比				構成比
負傷	出張中又は赴任途上	4	14.3%	義務教育学校職員	1	3.6%	
				その他の職員	3	10.7%	
	自己の職務遂行中	2	7.1%	警察職員	1	3.6%	
				消防職員	1	3.6%	
小計	6	21.4%	—	6	21.4%		
疾病	精神疾患	11	39.3%	義務教育学校職員以外の教育職員	3	10.7%	
				警察職員	1	3.6%	
				電気・ガス・水道事業職員	1	3.6%	
				その他の職員	6	21.4%	
	職業病	4	14.3%	義務教育学校職員	1	3.6%	
				警察職員	1	3.6%	
				消防職員	1	3.6%	
				その他の職員	1	3.6%	
	心疾患	2	7.1%	義務教育学校職員以外の教育職員	1	3.6%	
				消防職員	1	3.6%	
	公務上の負傷による疾病	1	3.6%	警察職員	1	3.6%	
	胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	1	3.6%	運輸事業職員	1	3.6%	
	その他	1	3.6%	その他の職員	1	3.6%	
小計	20	71.4%	—	20	71.4%		
その他の死亡	2	7.1%	警察職員	2	7.1%		
合計	28	100.0%	—	28	100.0%		

図8 認定事由別公務上死亡者数割合（負傷）

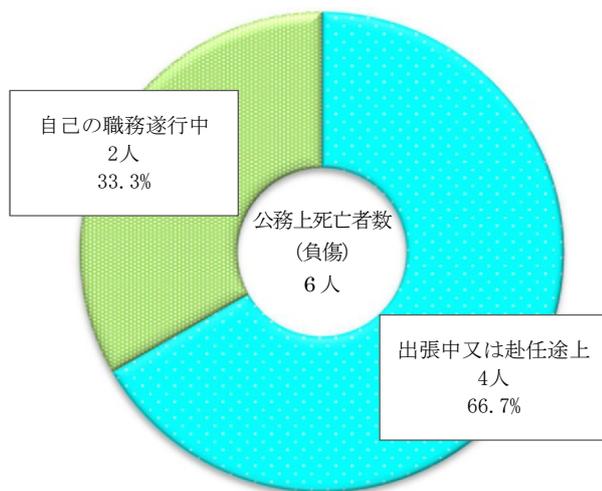


図9 認定事由別公務上死亡者数割合（疾病）

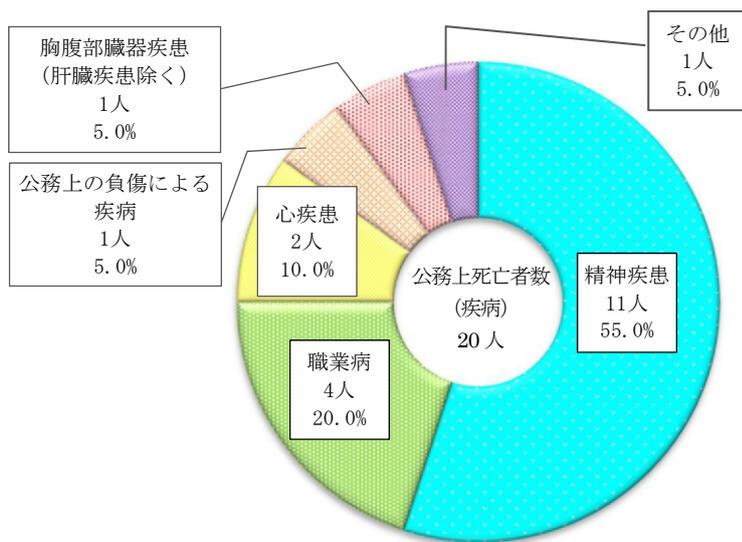


表 1 1 認定事由別公務上死亡者数の推移(過去 5 年間)

(人)

認定事由		認定年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	合計	
									構成比
負傷	自己の職務遂行中		7	8	4	8	2	29	15.5%
	訓練中		-	1	-	-	-	1	0.5%
	出張中又は赴任途上		2	-	3	-	4	9	4.8%
	出退勤途上(公務上のもの)		1	-	3	3	-	7	3.7%
	小計		10	9	10	11	6	46	24.6%
疾病	公務上の負傷による疾病		1	2	2	-	1	6	3.2%
	職業病		6	10	4	3	4	27	14.4%
	脳疾患		4	-	5	2	-	11	5.9%
	心疾患		5	7	3	2	2	19	10.2%
	精神疾患		17	15	8	13	11	64	34.2%
	その他公務 起因性の 明らかな疾病	呼吸器疾患	-	-	1	-	-	1	0.5%
		胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	-	-	-	1	1	2	1.1%
		その他	-	1	2	-	1	4	2.1%
小計		33	35	25	21	20	134	71.7%	
その他の死亡			3	-	-	2	2	7	3.7%
合計			46	44	35	34	28	187	100.0%

過去5年間の公務上死亡者数の合計を認定事由別にみると、負傷については、「自己の職務遂行中」の29人(15.5%)が最も多く、次いで「出張中又は赴任途上」の9人(4.8%)、「出退勤途上(公務上のもの)」の7人(3.7%)などの順となっている。

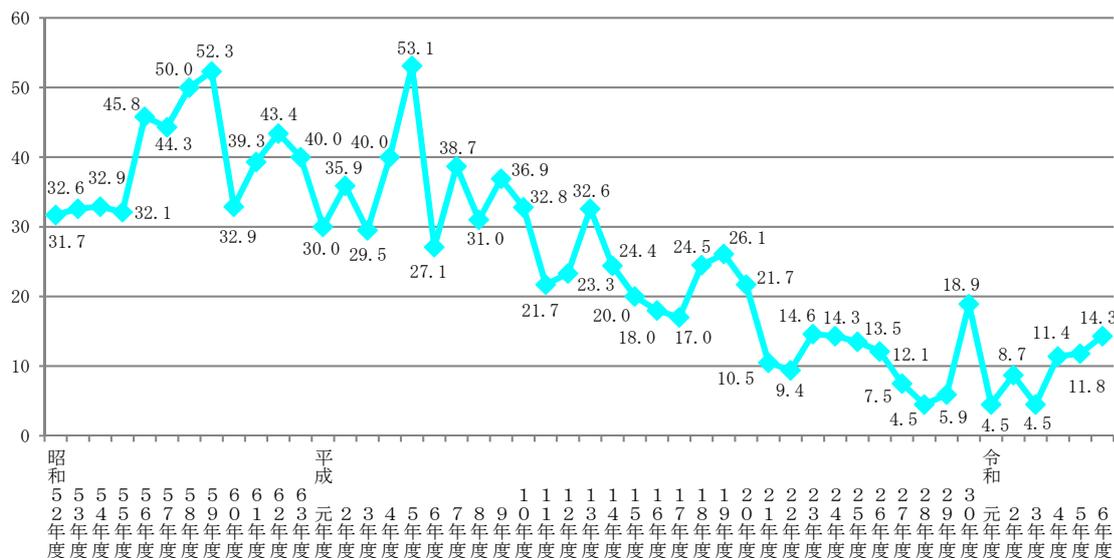
次に、疾病については、「精神疾患」の64人(34.2%)が最も多く、次いで「職業病」の27人(14.4%)、「心疾患」の19人(10.2%)などの順となっている。

また、前年度と比較すると、負傷については、「出張中又は赴任途上」が4人増となっており、このほかは同数又は減少であった。疾病については、「公務上の負傷による疾病」、「職業病」及び「その他」が1人増となっており、このほかは同数又は減少であった。

8 交通事故による公務上死亡災害の状況

東日本大震災に起因する事案を除く交通事故による公務上死亡者数の全体に占める割合は、昭和50年代から30～50%台で推移していたが、平成5年度の53.1%をピークにその後多少の増減はあるものの減少傾向にある。

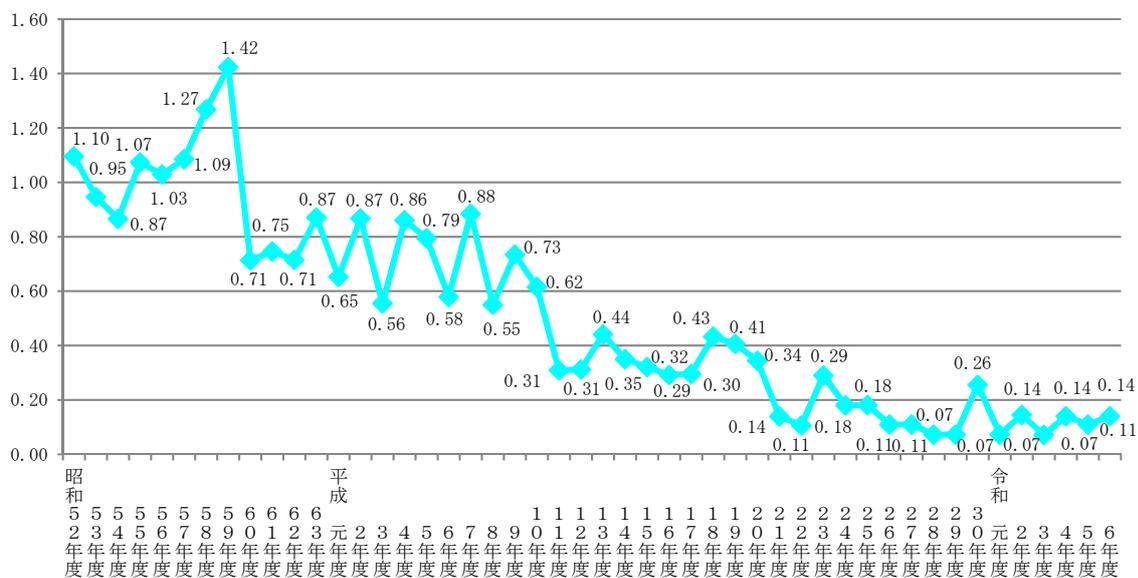
図10 交通事故による公務上死亡者数割合の推移 (%)



職員10万人当たりの交通事故による公務災害死亡率は、昭和59年度の1.42人をピークにその後多少の増減はあるものの減少傾向にある。

(第3 統計表 第8表「交通事故による公務上死亡者数」参照)

図11 交通事故による公務上死亡者数10万人率の推移 (人)



(注) 10万人率は、公務上死亡者数から一般地方独立行政法人の公務上死亡者数を除いて算出した。

令和6年度の交通事故による公務上死亡者4人を職員区分別にみると、「その他の職員」が3人、「義務教育学校職員」が1人となっている。

次に、勤務態様別では「出張中」が4人であった。

(第3 統計表 第9表「職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数」参照)

図12 職員区分別交通事故による死亡者数割合

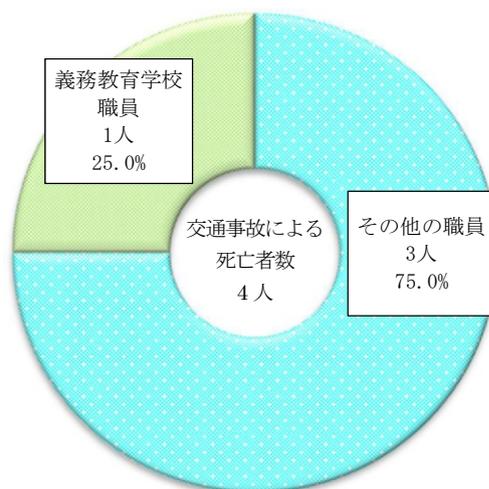


図13 勤務態様別交通事故による死亡者数割合



9 特殊公務災害に該当した公務上死亡災害の状況

令和6年度中に認定された公務上死亡災害のうち、地方公務員災害補償法第46条に規定する特殊公務災害(注)に該当する事例は「警察職員」の2人であった。

表12 特殊公務災害に該当した公務上死亡者数の推移(過去5年間) (人)

職員区分 \ 認定年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
警察職員	1	-	-	2	2	5
消防職員	-	1	-	-	-	1
合計	1	1	-	2	2	6

(注) 地方公務員災害補償法第46条 警察職員、消防職員その他の職務内容の特殊な職員で政令で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の政令で定める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合(以下略)

第2 公務上死亡災害発生事例

凡 例

1 本資料の掲載事例は、令和6年度に認定された公務上の負傷等による死亡災害の具体的な発生状況について記述したものであり、今後の公務災害防止に向けた取り組みにおいて活用されることを目的としている。

なお、事例の内容については、各支部から提供された資料を基に、重複事例等を除き適宜加筆・修正している。

2 事例は「過重労働による被災」、「石綿ばく露による被災」、「交通事故による被災」及び「その他の被災」に分類している。

3 事例番号とそれに続く見出しの次に以下の項目を掲げている。

(1) 被災職員の所属地方公共団体の区分

地方公共団体は、「都道府県」、「市町村等」及び「一部事務組合等」の区分により表示している。なお、市区町村立学校の県費負担教職員は、都道府県の職員として扱っている。

(2) 職員の区分

職員区分の説明等については45ページ参照。

(3) 死亡年齢

(4) 災害発生年月

(5) 傷病名

複数の傷病名がある場合においては、原則として傷病名の全部を記載することとし、死亡の有力な原因として傷病名の一部を特定できるときは、その一部の傷病名としている。

第2 公務上死亡災害発生事例

1 過重労働による被災

- 【事例 1】 上司からのパワハラに加え、長時間労働により心身共に追い込まれた
- 【事例 2】 業務多忙により、長時間の時間外勤務を行っていた
- 【事例 3】 欠員による管理職としての業務的・精神的負担に加え、部下からのいじめなども重なり、精神的に追い詰められた
- 【事例 4】 医師としての通常の業務に加え、難易度の高い検査を相当数行うなど時間外勤務を行っていた
- 【事例 5】 異動後に時間外勤務が続き、精神疾患を発症し療養休暇に入った後、行方不明になった

2 石綿ばく露による被災

- 【事例 6】 保護具を着用せず、石綿を含有する建材の加工・取付・撤去作業を行いばく露
- 【事例 7】 車両整備工場で、断熱材として使用されていた石綿の取替え作業を行う中でばく露
- 【事例 8】 技術吏員として石綿含有ひる石の吹付作業等に従事してばく露

3 交通事故による被災

- 【事例 9】 歩行中自動車に追突され転倒し、当該自動車が胸部に乗り上げ負傷した
- 【事例 10】 自動車走行中、運転席側に別の自動車が接触し、左前にあった電柱に衝突した
- 【事例 11】 信号機のない交差点を自転車で走行していたところ、自動車に衝突された
- 【事例 12】 公用車で移動中、片側一車線道路のセンターラインを越え対向車と衝突した

4 その他の被災

- 【事例 13】 部下が勤務中に死亡する出来事に遭遇し、希死念慮を抱くようになった

1 過重労働による被災

【事例1】上司からのパワハラに加え、長時間労働により心身共に追い込まれた

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員
死亡年齢：50歳台 災害発生年月：令和3年1月
傷病名：急性大動脈解離による心タンポナーデ

(概要)

被災職員は上司からパワーハラスメントを受けるようになり精神的に追い詰められ始めた。また、月に150～200時間程度の長時間労働を強いられるようになり、肉体的にも休む暇がなかった。精神的・肉体的に追い込まれ続け、急性大動脈解離による心タンポナーデを発症し、死亡した。

(安全・衛生対策)

- ・全職員対象のメンタルヘルス研修会、管理監督者対象のメンタルヘルス研修会を実施。
- ・全職員対象にストレスチェックを実施し、その結果を用いて職場環境の改善を図った。
- ・健康相談窓口の設置及び周知（保健師による健康相談窓口、地共済健康ダイヤル、管理監督者等専用相談窓口）。

【事例2】業務多忙により、長時間の時間外勤務を行っていた

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員
死亡年齢：30歳台 災害発生年月：令和5年3月
傷病名：多臓器不全 敗血症

(概要)

被災職員は業務多忙のため、発症前の4週間に約138時間の時間外勤務を行っており、腹痛等の体調不良を発症し、医療機関へ救急搬送されたが、多臓器不全及び敗血症により死亡した。

(安全・衛生対策)

- ・衛生委員会を毎月実施し、時間外在校時間や業務に対する個々の負担感を把握して、業務改善を図っている。
- ・勤務時間管理システムにより、管理職が個々の時間外勤務時間を把握し、心配される教職員には管理職からの声かけや仕事の割振りをしている。
- ・時間外在校時間が月80時間以上の教職員には医師による面接指導を勧める。
- ・持病があり通院している教職員には管理職が定期的に状況確認をする。

【事例3】欠員による管理職としての業務的・精神的負担に加え、部下からのいじめなども重なり、精神的に追い詰められた

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員
死亡年齢：60歳台 災害発生年月：平成27年10月
傷病名：縊頸

(概要)

被災職員は、休職者等がおり十分な執行体制が確保できない状況の中、二人分の業務を回さなければならないという管理職としての業務的負荷及び精神的負荷を半年以上にわたり受けていた。加えて、部下からの執拗な管理職いじめや、管理職からの適切な支援が得られなかった等の様々な要因が積み重なり、精神的に追い詰められて疲弊し、自宅のビニールハウスの中で縊死しているところを発見された。

(安全・衛生対策)

- ・職員朝礼時における職員の健康状況の把握を徹底するとともに、担当業務の進捗状況などの確認を行った。
- ・全職員に対し、産業医による健康にかかる面談を実施した。
- ・時間外勤務が多い職員に対して、個別に声がけを行った。

【事例4】医師としての通常の業務に加え、難易度の高い検査を相当数行うなど時間外勤務を行っていた

団体区分：一部事務組合等 職員の区分：その他の職員
死亡年齢：50歳台 災害発生日月：令和4年11月
傷病名：縊頸

(概要)

被災職員は通常の医師業務に加え、難易度が高い検査を相当数行い、時間外勤務も行っていた。被災前日の勤務後、自宅に帰宅せず、翌日、病院敷地内建物の屋外非常階段にてロープで首をつたとみられ、その後病院関係者により発見され、死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

- ・勤務が深夜に及ばないよう課内で見直し、改善に努めた。
- ・勤怠管理システムを導入し、客観的に勤務時間を把握できる体制にした。
- ・就業規則を改正し、長時間労働の職員の面接指導を義務化した。
- ・労働安全衛生委員会でメンタルヘルス・リエゾンチーム会を立ち上げ、職員同士によるメンタルヘルス予防体制を整えた。

【事例5】異動後に時間外勤務が続き、精神疾患を発症し療養休暇に入った後、行方不明になった

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員
死亡年齢：30歳台 災害発生日月：令和5年4月
傷病名：適応障害 一酸化炭素中毒

(概要)

被災職員は令和5年4月に総務課に異動して以来、遅れが許されない給与計算等が山積みになるなど時間外勤務が続き、帰宅時間が24時を回るようになり、土日も出勤していた。同年5月に適応障害の診断を受けた後、療養休暇に入ったが、同年8月に外出後行方が分からなくなり、数日後、車内で死亡しているところを発見された。

(安全・衛生対策)

- ・担当職員の増員。

- ・課内の役割分担の見直し。
- ・人事給与システムの改修による事務処理の自動化及びシステムの効率的な運用について業者と協議。
- ・勤務時間の正確な把握の徹底及び勤怠管理システムの導入の検討。
- ・事務マニュアルの作成。
- ・安全衛生委員会における時間外勤務縮減策の検討、実施。
- ・定時退庁日における、管理職からの声かけ、安全衛生委員による巡視及び消灯。

2 石綿ばく露による被災

【事例6】保護具を着用せず、石綿を含有する建材の加工・取付・撤去作業を行いばく露

団 体 区 分： 市町村等 職 員 の 区 分： 運輸事業職員
 死 亡 年 齢： 60歳台 災 害 発 生 年 月： 令和3年8月
 傷 病 名： 胸膜中皮腫（肉腫型）

（概 要）

被災職員は、地下鉄駅構内施設やバス営業所を含む地上施設の維持修繕業務に従事する中、通常業務として石綿を含有する建材の加工・取付・撤去といった石綿ばく露作業を行っていた。作業中、マスク等は使用せず、通常の作業服で作業を行っていたと思われる。

健康診断にて異常を指摘され、令和3年8月に医療機関を受診し、同年10月に胸膜中皮腫（肉腫型）と診断された。令和5年6月死亡。

（安全・衛生対策）

労働安全衛生法において石綿に関する法改正が行われた後は、法令に準じた対策を行っている。

【事例7】車両整備工場で、断熱材として使用されていた石綿の取替え作業を行う中でばく露

団 体 区 分： 市町村等 職 員 の 区 分： 消防職員
 死 亡 年 齢： 80歳台 災 害 発 生 年 月： 令和4年9月
 傷 病 名： 右多発胸膜腫瘤（悪性中皮腫疑い）

（概 要）

被災職員は、消防職員として昭和33年から昭和48年までの間、車両整備工場での点検整備作業に従事しており、排気管の断熱材として使用されていた石綿の取替えを日常的に実施していた。令和4年8月に救急搬送され、同年9月に心肺停止状態となり、死亡した。

（安全・衛生対策）

労働安全衛生法において石綿に関する法改正が行われた後は、法令に準じた対策を行っている。

【事例8】技術吏員として石綿含有ひる石の吹付作業等に従事してばく露

団 体 区 分： 市町村等 職 員 の 区 分： その他の職員
 死 亡 年 齢： 70歳台 災 害 発 生 年 月： 令和4年8月
 傷 病 名： 悪性胸膜中皮腫

(概要)

被災職員は、昭和45年から平成4年にかけて技術吏員として市有建築物の工事、設計監理、現場調査等の業務に従事しており、石綿含有ひる石の吹付作業・ボード加工作業等も行っていた。令和4年8月にCT検査にて腹水貯留が認められ、同年10月に悪性胸膜中皮腫と診断された。令和5年8月死亡。

(安全・衛生対策)

労働安全衛生法において石綿に関する法改正が行われた後は、法令に準じた対策を行っている。

3 交通事故による被災

【事例9】歩行中自動車に追突され転倒し、当該自動車が胸部に乗り上げ負傷した

団体区分：市町村等	職員の区分：その他の職員
死亡年齢：60歳台	災害発生年月：令和5年7月
傷病名：肺挫傷	

(概要)

被災職員は、セミナー及び懇親会に出席した帰途、最寄駅からタクシーに乗り自宅近くで降車し自宅に向かう途中、交差点に進入してきた自動車に衝突され転倒し、当該自動車が胸部に乗り上げ負傷した。

(安全・衛生対策)

職員の運転については事故を起こさないよう注意を促し事故防止に努めている。歩行中の事故についても一般論として交通事故に遭わないよう注意を促している。

【事例10】自動車走行中、運転席側に別の自動車が接触し、左前にあった電柱に衝突した

団体区分：市町村等	職員の区分：その他の職員
死亡年齢：30歳台	災害発生年月：令和6年6月
傷病名：外傷性失血死 交通外傷	

(概要)

被災職員は、研修を受講し自動車にて帰宅途中、交差点内で右側から走行してきた自動車に運転席側から接触され、左前にあった電柱に衝突して死亡した。

(安全・衛生対策)

事故発生後、全職員が閲覧可能な掲示板にて、ゼブラ・ストップ運動と合わせ、安全運転の徹底と交通ルールやマナーの遵守について呼びかけを行い、交通安全意識の向上に努めた。

また同年、警察署交通課の警察官を講師に招き、自動車の交通事故防止の観点から、職員を対象に安全運転講習会を実施した。講義の内容として、市内の交通事故の状況、映像を用いた自動車を運転する際の注意点、加害者となってしまった人の思いなどを取り扱った。参加した職員には飲酒運転の危険性を知らせるパンフレット等が配布され、後日掲示板にも掲載し安全運転を呼びかけた。今後も年に1回の安全運転講習会を実施する予定である。

【事例11】信号機のない交差点を自転車で走行していたところ、自動車に衝突された

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員
死亡年齢：40歳台 災害発生日月：令和5年9月
傷病名：交通外傷 外傷性くも膜下出血 両側硬膜下血腫 後頭骨骨折

(概要)

被災職員は、出張先から自転車で帰宅中、信号機のない交差点を走行していたところ、右側から同交差点に進入してきた自動車に衝突され、救急搬送されたが、事故発生から9日後に死亡した。

(安全・衛生対策)

- ・職員会議等で、事故に遭わないよう、また事故を起こさないよう交通安全に十分注意をするように周知した。
- ・自転車通勤ではない職員が、公務中に自転車で出かけることを想定して、共用のヘルメットを購入し、貸し出しをしている。

【事例12】公用車で移動中、片側一車線道路のセンターラインを越え対向車と衝突した

団体区分：市町村等 職員の区分：その他の職員
死亡年齢：30歳台 災害発生日月：令和5年12月
傷病名：心肺停止

(概要)

被災職員は、業務のため公用車で移動していたところ、緩やかな左カーブの片側一車線道路を走行中にセンターラインをオーバーしてしまい、対向の大型車と衝突し、心肺停止により死亡した。

(安全・衛生対策)

- ・事故発生の翌日に課長会を開催し、改めて職員の体調管理、業務管理、交通法規の遵守、交通安全への確認を行った。
- ・事故当事者、その他職員の心のケアについて、各課長が気を配るよう申し合わせた。

4 その他の被災

【事例13】部下が勤務中に死亡する出来事に遭遇し、希死念慮を抱くようになった

団体区分：市町村等 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員
死亡年齢：40歳台 災害発生日月：令和4年9月
傷病名：縊頸

(概要)

被災職員は、市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策の要である所属の管理職に配属されたが、令和4年7月に対応に追われていた部下が勤務中にくも膜下出血で倒れて死亡するという出来事に遭遇した。気丈にふるまっていたが、同年8月頃から希

死念慮を抱くようになり、同年9月自宅で縊死した。

(安全・衛生対策)

- ・当時の所属職員全員と管理職に対し、産業カウンセラーによる面談を実施した。
- ・疲労蓄積度チェックを実施した。
- ・管理職の時間外勤務時間を定期的に部局長に通知し、個別に働きかけを行っている。
- ・毎月、全職員に対し健康相談窓口（外部相談窓口含む）について周知している。
- ・階層別研修等でメンタルヘルス（セルフケア・周囲の気づきや声かけ等）について周知している。

第3 統計表

第3 統計表

(令和6年度認定分)

第1表	公務上死亡災害発生状況の推移	34
第2表	支部別・団体区分別公務上死亡者数	35
第3表	職員区分別・団体区分別公務上死亡者数	36
第4表	年齢階層別・職員区分別公務上死亡者数	36
第5表	事故の型別・職員区分別公務上死亡者数	37
第6表	起因物別・職員区分別公務上死亡者数	38
第7表	認定事由別・職員区分別公務上死亡者数	39
第8表	交通事故による公務上死亡者数	40
第9表	職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数	41
第10表	傷病部位別・職員区分別公務上死亡者数	41
第11表	傷病発生場所別・傷病区分別公務上死亡者数	41
第12表	職員区分別・勤務態様別公務上死亡者数	42
第13表	事故の型別・起因物別公務上死亡者数	42

第1表 公務上死亡災害発生状況の推移

発生年度	一般職職員数(人) (4月1日現在) (A)	公務上死亡者数(人) (B)		公務災害死亡率 (10万人当たり・人)	公務災害 認定件数(件)	
			うち一般地方独立行政 法人を除く公務上死亡者数 (人) (B')			うち一般地方独立行政 法人を除く公務災害認 定件数(件)
昭和48年	2,744,959	159	—	5.79	33,076	—
49年	2,857,336	153	—	5.35	32,312	—
50年	2,940,066	137	—	4.66	31,609	—
51年	2,968,675	122	—	4.11	32,016	—
52年	3,012,304	104	—	3.45	32,227	—
53年	3,065,674	89	—	2.90	32,210	—
54年	3,118,275	82	—	2.63	32,532	—
55年	3,167,744	106	—	3.35	31,986	—
56年	3,205,718	72	—	2.25	32,332	—
57年	3,224,815	79	—	2.45	32,092	—
58年	3,231,650	82	—	2.54	31,603	—
59年	3,230,740	88	—	2.72	31,106	—
60年	3,222,019	70	—	2.17	32,603	—
61年	3,217,016	61	—	1.90	31,293	—
62年	3,216,930	53	—	1.65	31,493	—
認定年度						
63年	3,215,470	70	—	2.18	28,582	—
平成元年	3,218,752	70	—	2.17	28,273	—
2年	3,228,318	78	—	2.42	27,804	—
3年	3,241,911	61	—	1.88	28,421	—
4年	3,254,291	70	—	2.15	27,869	—
5年	3,270,841	49	—	1.50	27,604	—
6年	3,282,492	70	—	2.13	27,128	—
7年	3,278,332	75	—	2.29	27,852	—
8年	3,274,481	58	—	1.77	27,734	—
9年	3,267,118	65	—	1.99	27,986	—
10年	3,249,494	61	—	1.88	28,223	—
11年	3,232,153	46	—	1.42	27,754	—
12年	3,204,292	43	—	1.34	28,287	—
13年	3,171,532	43	—	1.36	28,922	—
14年	3,144,323	45	—	1.43	28,501	—
15年	3,117,004	50	—	1.60	29,205	—
16年	3,083,597	50	50	1.62	28,849	28,849
17年	3,042,122	53	53	1.74	28,387	28,381
18年	3,001,475	53	53	1.77	28,195	28,051
19年	2,954,712	46	46	1.56	27,346	27,078
20年	2,902,843	46	46	1.58	26,525	26,217
21年	2,858,654	38	38	1.33	25,256	24,777
22年	2,818,455	32	32	1.14	25,186	24,557
23年	2,792,448	314	314	11.24	25,714	25,002
24年	2,774,250	51	50	1.80	25,507	24,645
25年	2,757,942	38	38	1.38	25,542	24,859
26年	2,745,644	35	34	1.24	25,312	24,367
27年	2,740,082	41	40	1.46	24,833	23,892
28年	2,739,041	45	45	1.64	25,358	24,263
29年	2,744,438	35	35	1.28	26,211	24,962
30年	2,738,755	37	37	1.35	26,517	25,248
令和元年	2,742,638	44	43	1.57	26,390	25,117
2年	2,764,094	46	45	1.63	24,440	23,009
3年	2,802,762	44	44	1.57	25,590	24,096
4年	2,805,764	35	35	1.25	29,662	27,358
5年	2,803,708	34	33	1.18	30,975	29,175
6年	2,813,939	28	27	0.96	30,669	28,648

- (注1) 昭和62年度までは発生年度による死亡者数、昭和63年度からは認定年度による死亡者数である。
- (注2) 公務上死亡者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務災害(死亡)発生状況調査結果の概要」(昭和53年3月)、同「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版等による。
- (注3) 平成23年度以降の公務上死亡者数には東日本大震災起因のものを含む。
- (注4) 一般職職員数は、総務省(旧自治省)「地方公務員給与の実態」各年版による(平成26年度までは教育長を含む。)。なお、一般職職員数には、一般地方独立行政法人の職員は含まれていないことから、平成16年度以降の公務災害死亡率(10万人当たり・人)は、公務上死亡者数から一般地方独立行政法人の公務上死亡者数を除いた数値(B')により算出した。平成15年度以前は公務上死亡者数(B)により算出した。
- (注5) 公務災害死亡率(10万人当たり・人)は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第2表 支部別・団体区分別公務上死亡者数

(人)

支部	団体区分	都道府県	市・特別区 (指定都市を含む)	町村	一部事務組合等	合計	
北青	海森	道	-	1	-	-	1
		県	-	-	-	-	-
岩手	城	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
宮城	田形	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
秋田	島城	道	2	-	-	-	2
		県	-	-	-	-	-
山形	木馬	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
福茨	玉葉	道	-	1	-	-	1
		県	-	-	-	-	-
栲群	京	道	-	1	-	-	1
		県	-	-	-	-	-
埼千	奈川	道	1	1	-	-	2
		県	3	-	-	-	3
東神	湯山	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
新富	山井	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
石福	梨野	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
山長	阜岡	道	1	2	-	1	4
		県	-	-	-	-	-
岐静	知重	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
愛三	都府	道	2 (1)	-	-	-	2 (1)
		県	-	-	-	-	-
滋京	阪庫	道	-	1	-	-	1
		県	-	-	-	-	-
大兵	山	道	1 (1)	-	-	-	1 (1)
		県	-	-	-	-	-
奈和	取根	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
歌山	山島	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
和島	口島	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
岡広	媛知	道	1	-	-	-	1
		県	1	-	-	-	1
山徳	岡賀	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
香愛	佐賀	道	-	2	-	-	2
		県	1	-	-	-	1
高福	本分	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
佐長	鹿	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
熊大	沖	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
宮鹿	札幌	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
児島	葉	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
沖札	浜	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
仙さ	原	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
い千	模	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
横川	湯	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
相模	岡松	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
新静	古	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
浜名	都	道	-	-	-	-	-
		県	-	1	-	-	1
京大	阪	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
堺神	戸	道	-	1	-	-	1
		県	-	-	-	-	-
岡広	山	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
北福	岡	道	-	-	-	-	-
		県	-	-	-	-	-
熊本	計	道	-	1	-	-	1
		県	-	-	-	-	-
総計		13 (2)	11	1	3 (1)	28 (3)	

(注) () 内の数字は女性で、内数である。

第3表 職員区分別・団体区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分	団体区分						合計
	都道府県	指定都市	市・特別区	町村	一部事務組合等		
義務教育学校職員	2	-	-	-	-	2	
義務教育学校職員以外の教育職員	3	-	1	-	-	4	
警察職員	6	-	-	-	-	6	
消防職員	-	1	1	-	1	3	
電気・ガス・水道事業職員	-	-	1	-	-	1	
運輸事業職員	-	1	-	-	-	1	
清掃事業職員	-	-	-	-	-	-	
船員	-	-	-	-	-	-	
その他の職員	2	1	5	1	2	11	
合計	13	3	8	1	3	28	
構成比	46.4%	10.7%	28.6%	3.6%	10.7%	100.0%	

第4表 年齢階層別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分 年齢階層	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計
	19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	-	-	4	1	-	-	-	-	3	8
30～39歳	1	-	1	1	-	-	-	-	4	7
40～49歳	1	2	1	-	-	-	-	-	1	5
50～59歳	-	1	-	-	1	1	-	-	1	4
60歳以上	-	1	-	1	-	-	-	-	2	4
合計	2	4	6	3	1	1	-	-	11	28

第5表 事故の型別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分 事故の型	義務教育 学校職員	義務教育学校 職員以外の教育 職員	警察 職員	消防 職員	電気・ ガス・ 水道事 業職員	運輸 事業 職員	清掃 事業 職員	船員	その 他の 職員	合計	構成比
墜落・転落	-	-	1	1	-	-	-	-	1	3	10.7%
転倒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
激突	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	3.6%
飛来・落下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
崩壊・倒壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
激突され	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	3.6%
はさまれ・巻き込まれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
切れ・こすれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
踏み抜き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
おぼれ	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	7.1%
高温・低温の物との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有害物等との接触	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	3.6%
感電	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破裂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通事故	1	-	-	-	-	-	-	-	3	4	14.3%
動作の反動・無理な動作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
故意の加害行為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚染血液による事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	4	1	1	1	1	-	-	7	16	57.1%
合計	2	4	6	3	1	1	-	-	11	28	100.0%

第6表 起因物別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分 起因物		義務教育 学校職員	義務教育学校 職員以外の教育職員	警察 職員	消防 職員	電気・ ガス・ 水道事 業職員	運輸 事業 職員	清掃 事業 職員	船員	その 他の 職員	合計	構成比
動力 機械	建設用等機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	動力クレーン等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の動力機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通 手段	乗用車	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	7.1%
	バス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉄道車両	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	バイク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自転車	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3.6%
	トラック等	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	7.1%
	その他の交通手段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	1	-	1	-	-	-	-	-	-	3	5	17.9%
注射針等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
装置 等	装置、設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人力機械工具等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仮設物、建築物、構築物等		-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	3.6%
物質 等	危険物・有害物等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	材料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	荷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	石綿	-	-	-	1	-	1	-	-	1	3	10.7%
小計	-	-	-	1	-	1	-	-	1	3	10.7%	
環境 等	地山・岩石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	立木等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	7.1%
	異常環境等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高温・低温環境等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	動物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	風雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2	7.1%
小計	-	-	3	-	-	-	-	-	1	4	14.3%	
人間		-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	3.6%
その他の起因物		-	2	-	2	1	-	-	-	4	9	32.1%
起因物なし		1	2	-	-	-	-	-	-	2	5	17.9%
合計		2	4	6	3	1	1	-	-	11	28	100.0%

第7表 認定事由別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分 認定事由		義務教育 学校職員	義務教育学校 職員以外の教育 職員	警察 職員	消防 職員	電気・ ガス・ 水道事 業職員	運輸 事業 職員	清掃 事業 職員	船員	その 他の 職員	合計	構成比	
負傷	自己の職務遂行中	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2	7.1%	
	訓練中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	出張中又は赴任途上	1	-	-	-	-	-	-	-	3	4	14.3%	
	出退勤途上 (公務上のもの)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	レクリエーション参加中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	設備の不完全又は 管理上の不注意	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	1	-	1	1	-	-	-	-	3	6	21.4%		
疾病	公務上の負傷による疾病	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	3.6%	
	職業病	1	-	1	1	-	-	-	-	1	4	14.3%	
	脳疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	心疾患	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2	7.1%	
	精神疾患	-	3	1	-	1	-	-	-	6	11	39.3%	
	その他公務起因性の 明らかな疾病	呼吸器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		肝臓疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	3.6%
		食中毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		腰痛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		頸肩腕症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		皮膚病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		眼疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
耳疾患		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鼻疾患		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	3.6%		
小計	1	4	3	2	1	1	-	-	8	20	71.4%		
その他の死亡	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	7.1%		
合計	2	4	6	3	1	1	-	-	11	28	100.0%		

(注) 「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

第8表 交通事故による公務上死亡者数

	一般職員数(人) (4月1日現在) (A)	交通事故による公務上死亡者数 (人・構成比) (B)		公務災害死亡率 (10万人当たり・人)
			うち一般地方独立行政法人を 除く交通事故による公務上死 亡者数(人) (B')	
発 生 年 度				
昭 和 5 2 年	3,012,304	33 (31.7%)	—	1.10
5 3 年	3,065,674	29 (32.6%)	—	0.95
5 4 年	3,118,275	27 (32.9%)	—	0.87
5 5 年	3,167,744	34 (32.1%)	—	1.07
5 6 年	3,205,718	33 (45.8%)	—	1.03
5 7 年	3,224,815	35 (44.3%)	—	1.09
5 8 年	3,231,650	41 (50.0%)	—	1.27
5 9 年	3,230,740	46 (52.3%)	—	1.42
6 0 年	3,222,019	23 (32.9%)	—	0.71
6 1 年	3,217,016	24 (39.3%)	—	0.75
6 2 年	3,216,930	23 (43.4%)	—	0.71
認 定 年 度				
6 3 年	3,215,470	28 (40.0%)	—	0.87
平 成 元 年	3,218,752	21 (30.0%)	—	0.65
2 年	3,228,318	28 (35.9%)	—	0.87
3 年	3,241,911	18 (29.5%)	—	0.56
4 年	3,254,291	28 (40.0%)	—	0.86
5 年	3,270,841	26 (53.1%)	—	0.79
6 年	3,282,492	19 (27.1%)	—	0.58
7 年	3,278,332	29 (38.7%)	—	0.88
8 年	3,274,481	18 (31.0%)	—	0.55
9 年	3,267,118	24 (36.9%)	—	0.73
1 0 年	3,249,494	20 (32.8%)	—	0.62
1 1 年	3,232,153	10 (21.7%)	—	0.31
1 2 年	3,204,292	10 (23.3%)	—	0.31
1 3 年	3,171,532	14 (32.6%)	—	0.44
1 4 年	3,144,323	11 (24.4%)	—	0.35
1 5 年	3,117,004	10 (20.0%)	—	0.32
1 6 年	3,083,597	9 (18.0%)	9	0.29
1 7 年	3,042,122	9 (17.0%)	9	0.30
1 8 年	3,001,475	13 (24.5%)	13	0.43
1 9 年	2,954,712	12 (26.1%)	12	0.41
2 0 年	2,902,843	10 (21.7%)	10	0.34
2 1 年	2,858,654	4 (10.5%)	4	0.14
2 2 年	2,818,455	3 (9.4%)	3	0.11
2 3 年	2,792,448	8 (2.5%)	8	0.29
2 4 年	2,774,250	5 (9.8%)	5	0.18
2 5 年	2,757,942	5 (13.2%)	5	0.18
2 6 年	2,745,644	4 (11.4%)	3	0.11
2 7 年	2,740,082	3 (7.3%)	3	0.11
2 8 年	2,739,041	2 (4.4%)	2	0.07
2 9 年	2,744,438	2 (5.7%)	2	0.07
3 0 年	2,738,755	7 (18.9%)	7	0.26
令 和 元 年	2,742,638	2 (4.5%)	2	0.07
2 年	2,764,094	4 (8.7%)	4	0.14
3 年	2,802,762	2 (4.5%)	2	0.07
4 年	2,805,764	4 (11.4%)	4	0.14
5 年	2,803,708	4 (11.8%)	3	0.11
6 年	2,813,939	4 (14.3%)	4	0.14

(注1) 昭和62年度までは発生年度による死亡者数、昭和63年度からは認定年度による死亡者数である。

(注2) 交通事故による公務上死亡者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版等による。

(注3) 一般職員数は、総務省(旧自治省)「地方公務員給与の実態」各年版による(平成26年度までは教育長を含む)。

なお、一般職員数には、一般地方独立行政法人の職員は含まれていないことから、平成16年度以降の交通事故による公務災害死亡率(10万人当たり・人)は、交通事故による公務上死亡者数から一般地方独立行政法人の交通事故による公務上死亡者数を除いた数値(B')により算出した。平成15年度以前は公務上死亡者数(B)により算出した。

(注4) 平成23年度以降の交通事故による公務上死亡者数は東日本大震災起因のものを含む。

(注5) 「交通事故による公務上死亡者数」欄の()書は、全公務上死亡者数に占める交通事故による死亡者数の構成比率である。

(注6) 公務災害死亡率(10万人当たり・人)は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第9表 職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数

(人)

職員区分	勤務態様	職務遂行中	訓練・研修中	出張中	宿・日直勤務中	通勤途上	その他	合計
義務教育学校職員		-	-	1	-	-	-	1
義務教育学校職員以外の教育職員		-	-	-	-	-	-	-
警察職員		-	-	-	-	-	-	-
消防職員		-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・水道事業職員		-	-	-	-	-	-	-
運輸事業職員		-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員		-	-	-	-	-	-	-
船員		-	-	-	-	-	-	-
その他の職員		-	-	3	-	-	-	3
合計		-	-	4	-	-	-	4

第10表 傷病部位別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分	傷病部位	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
頭部		-	-	1	1	-	-	-	-	1	3	10.7%
頸部		-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	3.6%
胴体		-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	3.6%
上肢		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下肢		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合部位		1	-	2	-	-	-	-	-	2	5	17.9%
疾病		1	3	1	2	1	1	-	-	6	15	53.6%
部位不明		-	-	2	-	-	-	-	-	1	3	10.7%
合計		2	4	6	3	1	1	-	-	11	28	100.0%

第11表 傷病発生場所別・傷病区分別公務上死亡者数

(人)

傷病区分	傷病発生場所	負傷	疾病	その他の死亡	合計	構成比
本庁		-	-	-	-	-
出先機関・施設等		1	5	-	6	21.4%
道路(交差点を含む)		5	-	-	5	17.9%
自宅		-	6	-	6	21.4%
その他		-	9	2	11	39.3%
合計		6	20	2	28	100.0%

第12表 職員区分別・勤務態様別公務上死亡者数

(人)

職員区分	勤務態様	正規の勤務時間の勤務中	時間外勤務中	出張中	訓練・研修中	宿・日直勤務中	通勤途上	その他	合計
義務教育学校職員		1	-	1	-	-	-	-	2
義務教育学校職員以外の教育職員		1	-	-	-	-	-	3	4
警察職員		2	2	-	1	-	-	1	6
消防職員		3	-	-	-	-	-	-	3
電気・ガス・水道事業職員		-	-	-	-	-	-	1	1
運輸事業職員		1	-	-	-	-	-	-	1
清掃事業職員		-	-	-	-	-	-	-	-
船員		-	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員		3	1	3	-	-	-	4	11
合計		11	3	4	1	-	-	9	28

第13表 事故の型別・起因物別公務上死亡者数

(人)

事故の型	起因物	動力機械		交通手段							注	装置等		物質等			環境等					人	その他	起因物	合計			
		建設用等機械	動力その他の動力機械等	乗用車	バス	鉄道車両	バイク	自転車	トラクタ等	その他の交通手段		設置	仮設物、建築物、構築物等	危険物・有害物等	材料	石綿	地山岩	立木	水	異常環境等	高温・低温環境等					動物	風雪	その他
墜落・転落		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	3
転倒		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
激突		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	
飛来・落下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
崩壊・倒壊		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
激突され		-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
はさまれ・巻き込まれ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
切れ・こすれ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
踏み抜き		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
おぼれ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
高温・低温の物との接触		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
有害物等との接触		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
感電		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
爆発		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
破裂		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
交通事故		-	-	-	2	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	
動作の反動・無理な動作		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
故意の加害行為		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
汚染血液による事故		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	8	5	16
合計		-	-	-	2	-	-	1	2	-	-	-	1	-	-	3	-	-	2	-	-	-	2	1	9	5	28	

分類項目区分

1 職員区分別

分類項目	説明等
義務教育学校職員	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、義務教育費国庫負担法第2条及び第3条の規定により国が経費の一部を負担しているものをいう。
義務教育学校職員以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員をいう。
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く。）をいう。
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員をいう。
電気・ガス・水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水事業及び公共下水道事業等に従事する職員（水道事業には、簡易水道事業を含む。）をいう。
運輸事業職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員をいう。
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員をいう。
船員	船員法第1条に規定する船員である職員をいう。
その他の職員	上記に掲げる職員以外のすべての職員をいう。

2 被災時の勤務態様別

分類項目	説明等
職務遂行中	
正規の勤務時間の勤務中	変則勤務を常とする職員を含む。
時間外勤務中	
出張中	公用外出を含む。
訓練・研修中	
宿・日直勤務中	
通勤途上	
その他	勤務についていない場合等を含む。

3 事故の型別

分類項目	説明等
墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所が崩れ、動揺して墜落した場合、車両系機械等とともに転落した場合を含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合は感電に分類する。
転倒	人がほぼ同一平面上で転ぶ場合で、つまずき又はすべりにより倒れた場合等をいう。車両系機械等とともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合は感電に分類する。
激突	墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合で、機械の部分、ドア、バックネット等に人からぶつかった場合、飛び降った場合等をいう。車両系機械等とともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人に当たった場合をいう。野球のボール、切断片等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
崩壊・倒壊	堆積した物（灰等を含む。）、足場、建築物等が崩れ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。立てかけてあった看板等が倒れた場合、落盤、なだれ、地滑り等の場合を含む。

分類項目	説明等
激突され	飛来・落下、崩壊・倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。構内等において自動車にぶつけられた場合、動いている機械の部分等が当たった場合を含む。交通事故は除く。
はさまれ・巻き込まれ	物に挟まれる状態及び巻き込まれる状態で、つぶされ、ねじられる等をいう。構内等において自動車にひかれた場合、自動車と壁に挟まれた場合を含む。交通事故は除く。
切れ・こすれ	こすられた場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、スレート等を踏み抜いた場合を含む。踏み抜いて墜落した場合は、墜落・転落に分類する。
おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 【高温の場合】火炎、アーク、熔融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業中の熱中症等高温の環境下にばく露された場合を含む。 【低温の場合】冷凍庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症及び高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合をいう。有害物等には、病原菌、細菌を含まない（これらに感染、死亡した場合はその他に分類する。）。
感電	帯電体に触れ又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。
爆発	圧力の急激な発生又は解放の結果として、爆音を伴う膨脹等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であっても、ここに分類する。
破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。
火災	火によるものをいう。爆発によるものを除く。 【起因物との関係】危険物の火災においては、危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては、火源となったものを起因物とする。
交通事故（道路）	交通事故のうち、道路交通法適用の場合をいう。
交通事故（その他）	交通事故のうち、船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。
動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げてぎっくり腰となるような身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動等に起因して、筋をちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落・転落、転倒に分類する。
故意の加害行為	未必の故意による加害行為を含む。
汚染血液による事故	針刺し事故等をいう。
その他	上記のいずれにも分類されない場合をいう。

- (注) 1 定義 事故の型とは、傷病を受ける元となった起因物が関係した現象をいう。
- 2 分類方法 分類に当たっては、次の各号により適切なものを選択する。
- イ 起因となる物又は物質にどのように接触し又はばく露されたかを示すものを選択する。
 - ロ 特掲事故（爆発、破裂、火災又は交通事故）、有害物等との接触、感電、故意の加害行為、汚染血液による事故を最優先して選択する。その優先順位は「故意の加害行為」「爆発」「破裂」「汚染血液による事故」「有害物等との接触」「火災」「交通事故」の順とする。
 - ハ 特に説明で指示されている場合のほか、2種以上の事故の型が競合する場合及び事故の型を決める判断に迷う場合には、次の順位により選択する。
 - a 災害防止対策を考える場合での重要度による。
 - b 発端となった現象による。
 - c 分類番号の若い順による。

4 起因物別

大分類	中分類	説明等
動力機械	建設用等機械	<p>①トラクター系機械 作業装置部分が走行装置部分(台車)に対して旋回しない構造のもので、ブルドーザー、トラクターショベル等をいう。</p> <p>②ショベル系機械 作業装置部分が走行装置部分(台車)に対して旋回できる構造のもので、パワーショベル、バックホー、クラムシェル、ドラグライン等をいう。</p> <p>③くい打機及びくい抜機 移動式クレーンにくい打ち用及びくい抜き用アタッチメントを装置したものを含む。</p> <p>④その他 上記に分類されない締固め機械、せん孔機械、トンネル掘進機、コンクリート機械、舗装機械、道路維持除雪機械、ロッカーショベル等をいう。</p>
	動力クレーン等	クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、リフト、揚貨装置(船舶)、ゴンドラ、機械集材装置、運材索道、ホイスト、モーターブロック、ウィンチ、ベルトコンベア、ローラコンベア、チェーンコンベア、スクリュウコンベア等をいう。
	その他の動力機械	<p>①原動機 電動機、発電器、蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関、水車等をいう。</p> <p>②動力伝導機構 回転軸、ベルト、プーリ、歯車、クラッチ、変速機等をいう。</p> <p>③木材加工用機械 丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤、ルータ、木工スライス盤、ほぞ取り盤、木工旋盤、木工ボール盤、チェーンソー、角のみ盤、木工用サンダ、ベニヤ製造機械等をいう。</p> <p>④一般動力機械 旋盤、ボール盤、研削盤、パフ盤、プレス機械、シャー、鍛圧ハンマ、遠心機械、混合機、粉碎機、ロール機、紙加工機械、印刷製本機械、食品機械、農業用機械、射出成形機、スライサー、スリッタ、ポンプ、ブロワー、ファン、包装荷造機械等をいう。</p>
交通手段	乗用車	
	バス	
	鉄道車両	
	バイク	原動機付自転車及び自動二輪車をいう。
	自転車	
	トラック等	消防自動車、ごみ収集トラック、フォークリフト、トレーラ、ローリー、ミキサー車を含む。
	その他の交通手段	航空機、船舶を含む。
注射針等		

大分類	中分類	説明等
装置等	装置、設備	<p>①圧力容器 ボイラー、加熱器、蒸着器、スチームアキュムレータ、圧縮空気タンク、酸素ポンプ、溶解アセチレン容器等をいう。</p> <p>②化学設備 圧力容器に該当しない反応器、蒸留塔、抽出器、分離器、貯蔵タンク等をいう。</p> <p>③溶接装置 ガス溶接装置、アーク溶接装置、その他の溶接装置をいう。</p> <p>④炉釜等 煮沸槽、煮釜、乾燥設備等を含む。</p> <p>⑤電気設備 引込線、屋内配線、移動電線等最終電気使用設備に至るまでの電線類、支持用の塔、柱等、変電器、コンデンサー、開閉器具、照明設備、ハンドランプ等をいう。</p> <p>⑥その他の装置、設備 冷凍設備、集じん装置、槽、ガストープ等の什器等をいう。</p>
	人力機械工具等	<p>①人カクレーン等</p> <p>②人力運搬機 自転車、こね車、一輪車等をいう。</p> <p>③人力機械 手回しプレス、けとばしプレス、荷締機等をいう。</p> <p>④手工具 ハンマ、スパナ、レンチ、スコップ、つるはし、手のこ、とび口等をいう。</p> <p>⑤はしご等 作業面としてのはしご、脚立、踏台等を含む。</p> <p>⑥玉掛用具 玉掛用ロープ、チェーン等をいう。</p> <p>⑦その他 ロープ、万力、パレット等をいう。</p>
仮設物、建築物、構築物等	仮設物、建築物、構築物等	<p>①足場</p> <p>②支保工</p> <p>③階段、棧橋</p> <p>④開口部 主として作業面としての分類である。</p> <p>⑤屋根、はり、もや、けた、合掌</p> <p>⑥作業床、歩み板</p> <p>⑦通路 主として作業面としての分類である。</p> <p>⑧建築物 木造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造、組積造等の建築物（建築中、解体中も含む。）、建造中の船舶等をいう。</p> <p>⑨構築物 えん堤、ずい道、橋梁、地下構築物、よう壁、タワー、サイロ、ピン、ピット、溝等をいう。</p>

大分類	中分類	説明等
物質等	危険物・有害物等	①爆発性の物等 ②引火性の物 ③可燃性のガス ④有害物 ⑤放射線
	材 料	①金属材料 ②木材、竹材 ③石・砂・砂利 ④ガラス・陶磁器等
	荷	①荷姿の物 コンテナ、箱物、袋物、ドラム缶等特定の荷姿の物をいう。運搬のため束ねた物を含む。 ②機械装置 特定の荷姿の物を除き、据え付け等のため運搬中の機械装置等をいう。
	石 綿	
環境等	地 山 ・ 岩 石	土砂崩壊、岩石の落下等によるものは除く。
	立 木 等	伐倒木を含む。
	水	海、川、池等の水をいう。
	異 常 環 境 等	潜函病、潜水病、高山病等異常気圧による障害をおこした環境、その他酸素欠乏危険環境、騒音環境等をいう。
	高 温 ・ 低 温 環 境 等	高温又は低温の作業環境をいう。
	動 物	犬噛み等をいう。
	風 雪	雪上での滑り事故等をいう。
	そ の 他	上記に分類されない植物等をいう。
人 間		
その他	そ の 他 の 起 因 物	上記のいずれにも分類されない病原菌、細菌等をいう。
	起 因 物 な し	過労による循環器系疾患、その他の疾患の発症はここに分類する。

(注)

- 1 定義 起因物とは、災害をもたらす元となった機械、装置、その他の物又は環境等をいう。
- 2 分類の方法 分類に当たっては、次の各号により適正なものを選択する。
 - イ 災害に当たっての主因であって、何らかの不安全な状態が存在するものを選択する。
 - ロ 災害の発生の主因が人のみにある場合には次の順により選択する。
 - a 操作又は取り扱いをした物（墜落等の場合は作業面）
 - b 加害物（災害をもたらした直接のもの、起因物と同一の場合が多いが異なることもある。）
 - c 起因物なし
 - ハ 特に説明で指示されている場合のほか、2種以上の起因物が競合している場合及び起因物を決める判断に迷う場合には、災害防止対策を考える立場からの重要度で決めるものとし、なお、判定しがたい場合には、分類番号の若い番号を優先する。
 - ニ 加害物が溶接装置の火災のように機械、装置等の通常運転時に発するもの及び被加工物のように機械、装置等の一部となって動くもの等の場合は、当該機械、装置等を選択する。
 - ホ 被災職員と相手方の両方が車両を利用しているときに発生した交通事故による被災の起因物は、過失割合の大きい側の利用していた車両とし、両者の過失割合及び負傷の程度がいずれも同じ場合は、相手方の利用していた車両とする。

5 災害発生場所別

大分類	中分類	説明等
勤務公署	本 庁	地方自治法第4条に規定する事務所（都道府県庁、市役所、特別区の区役所、町村役場、警察本部、消防本部及び各種行政委員会事務局等を含む。）
	出先機関・施設等	<p>①行政機関等</p> <p>ア 地方自治法第155条に規定する支庁、地方事務所、支所、出張所</p> <p>イ 同法第156条に規定する保健所、警察署、労政事務所、福祉事務所、婦人相談所、児童相談所、病虫害防除所、家畜保健衛生所、蕪検定所、計量検定所等の行政機関</p> <p>ウ 東京事務所、農林事務所、土木事務所、教育事務所、消防署等の出先機関並びに指定都市の区役所等</p> <p>②保育所 児童福祉法第39条に規定する保育所</p> <p>③社会福祉施設 社会福祉法第2条第2項に規定する施設</p> <p>④病院 診療所（医療法第1条の5第2項に規定するもの）を含む。</p> <p>⑤その他の施設 地方自治法第244条に規定する公の施設で上記①から④を除く施設及び試験研究機関等（学校、集会施設、ごみ・し尿処理施設、職業訓練施設、公園施設、図書館、体育館、公営企業、農林水産試験場、衛生研究所等）</p>
道路	交 差 点	
	そ の 他 の 道 路	
自 宅		
そ の 他		